改正後	改正前
ハ　当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは支配人その他の重要な使用人又は子会社（当該金融商品取引業者を除く。）の役員としている法人	ハ　当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員等又は子会社の役員等としている法人
ニ　［略］	ニ　［同上］
四　［略］	四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（有価証券通知書）	（有価証券通知書）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。	4　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者	二　［同上］
イ　当該有価証券の発行者の子会社等（法第二十九条の四第四項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）	イ　当該有価証券の発行者の子会社等（法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）
［ロ～ニ　略］	［ロ～ニ　同上］
［三～五　略］	［三～五　同上］
5　［略］	5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（銀行法施行規則の一部改正）

第八条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（禁止行為）	（禁止行為）
第十四条の十一の三十の二　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	**第十四条の十一の三十の二**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
（禁止行為）	（禁止行為）
第三十四条の二の三十の二　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	**第三十四条の二の三十の二**　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
［一～五　略］	［一～五　同上］